

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和6年1月31日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

2件

厚生局受付番号 ； 関東信越（神奈川）（受）第 2300289 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（神奈川）（国）第 2300012 号

第1 結論

平成 10 年 11 月から平成 12 年 4 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 41 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成 10 年 11 月から平成 12 年 4 月まで

請求期間について、平成 10 年 11 月頃に A 市役所の年金担当課又は B 社会保険事務所（当時）の国民年金担当課の窓口で国民年金保険料の免除申請の手続を間違いなく行い、その後、毎年、保険料免除の更新手続を行った。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、当該期間を保険料の免除期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、毎年、A 市役所又は B 社会保険事務所で免除の申請を行っていた旨主張している。

しかしながら、請求期間に係る国民年金保険料の免除の適用を受けるためには、毎年、市町村に対して免除申請を行い、免除申請がなされた場合は、その承認又は却下について請求者に通知する取扱いとなっているが、請求者は、結果の通知については古いことなので覚えていない旨陳述している上、A 市及び日本年金機構 C 年金事務所は、請求者の保険料の免除に係る申請書等については保存期限経過のため保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る保険料の免除の申請状況が不明である。

また、国民年金保険料の免除の承認を受けるには、請求期間のうち、平成 10 年 11 月から平成 11 年 3 月までの期間は平成 10 年 12 月までに、平成 11 年 4 月から平成 12 年 3 月までの期間は平成 11 年 5 月までにそれぞれ免除申請の手続を行う必要があったところ、オンライン記録によると、請求者がこれらの期間に係る免除申請の手続を行った形跡は確認できない。

さらに、請求期間のうち、平成 12 年 4 月については、同年 5 月までに国民年金保険料の免除申請の手続を行う必要があったところ、オンライン記録によると、請求期間直後の同年 5 月から平成 13 年 3 月までの期間の免除申請日は平成 12 年 6 月 19 日となっており、当該申請日

時点において、制度上、同年4月の保険料に係る免除の承認を行うことはできない。

加えて、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、この時期は国民年金記録における事務処理の機械化が一層推進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録の誤りが生じる可能性は極めて低いと考えられる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料の免除申請を行ったことを示す関連資料はなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2300290号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2300013号

第1 結論

昭和54年*月から昭和58年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月から昭和58年3月まで

年金給付のための書類作成時に、祖父が、私の大学在学中の期間に係る国民年金保険料を納付していると話していたのを思い出した。納付してくれたのが祖父なのか父親なのかの確証はない上、祖父も父親も既に亡くなっており、具体的な国民年金の加入手続時期及び国民年金保険料の納付方法等については分からないが、祖父又は父親が私の請求期間に係る保険料を納付してくれていたと思う。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとする祖父及び父親は既に亡くなっている上、母親からも、当該期間の保険料納付に関する具体的な証言を得られないことから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金の加入手続を行い、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、請求者が請求期間直後に加入した厚生年金保険の被保険者資格取得日である昭和58年4月1日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間において住民登録していたとするA市は、請求期間当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料は保管していない旨回答し

ている。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。